

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）【11】）」

2. 日時：令和5年7月26日（水）10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部原子力発電部門燃料保全グループ チーフマネジャー
他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料2 高浜発電所1, 2号機 使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- ・資料2-1 申請書記載内容に関する補足説明
- ・資料2-2 SFP水位低下時における不確定性に関する補足説明
- ・資料3 設計及び工事計画認可申請【高浜発電所第1、2号機使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更】コメント整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力成長鈴木です。今日の日、今日は、高浜 12 号機の
0:00:09	シミズ峰ビット設工認のヒアリングを行います。
0:00:14	事前に、
0:00:16	関西電力から資料が提出されています。資料 2、7 月 21 日版、
0:00:24	補足説明資料、
0:00:27	資料 2-1。
0:00:29	7 月 21 日版申請書記載に関する補足説明。
0:00:35	資料 2-2、7 月 21 日版SFPスイテイカジにおける核定数
0:00:43	補足説明。
0:00:46	資料 3、7 月 21 番コメント整理表。
0:00:51	以上でよろしいですね。
0:00:58	のヒアリングで、
0:01:07	水、200 ミリから
0:01:10	完全ロスまでの実効増倍率の単調減少傾向。
0:01:15	と、その
0:01:15	位置図
0:01:20	その辺、若干資料修正、適正化等ありますけれども、
0:01:27	提出していた
0:01:33	評価の中で、製作公差等の確定性、これの、
0:01:37	水 200 ミリでの不確定性が、計算してみると増大しないという結果だったっていうこと。
0:01:47	説明している。
0:01:49	言うと、
0:01:51	その際に、
0:01:54	現状を確認している中で、
0:01:59	他に、最終的に申請書の補正に繋がるような内容がないかどうかって いうところを改めて東京支社通じて、
0:02:10	連絡するという話をされていて、
0:02:14	その後、東京支社の方に、
0:02:18	二つお願いしたところですよ。一つ一つですね補正に関わるようなところを 一つお願いしたところ、
0:02:27	方針、
0:02:28	技術基準規則 69 条 2 項への適合性。
0:02:33	の説明が、先ほどの水が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	冠水ぐらい 200mmまでの話等、
0:02:41	次に 100 ミリから完全ロスまでのところで、計算の方法内容が、
0:02:48	お仕事になることから、
0:02:50	そこが通して適合性の説明ができるかどうかと。
0:02:55	そういったところを、
0:02:57	改めて、
0:02:59	確認、説明をして欲しいと。
0:03:02	お話をしました。それから、
0:03:06	し、申請書の修正等にはかかわらないんですけど、
0:03:14	どうか。
0:03:15	ホシノ。
0:03:16	取扱施設及び貯蔵施設の工事の方法。
0:03:21	のす。本文ですね。
0:03:24	そして腫瘍前事業者検査、具体的に今回の
0:03:29	手続きとして、どの項目を実施するのかっていうところを明確にして欲しいと、そういったところをお願いしたところですよ。
0:03:38	最初の二つについて特段、説明することがなければ、資料の修正の確認を、
0:03:49	したというところ。
0:03:52	に進みたいと思いますけど
0:03:55	よろしいですかねが説明しといて、
0:04:01	関西電力の富樫でございます。今スズキ
0:04:07	通りだとは思うんですけども
0:04:09	だけ補足させていただきますと、
0:04:12	今おっしゃっていただいた
0:04:13	最初の 1 点目の方の
0:04:17	資料 2-1 の通し番号で 24 ページですね。
0:04:24	今回別紙 11 ということでつけさせていただいておりますけれども、
0:04:34	今後、
0:04:41	おりますと、
0:04:44	もう 1 点名の方がですね、
0:04:50	資料 2 の方ですね、資料 2 の、
0:04:56	東芝、通し番号でいきますと 17 ページ以降に、
0:05:00	河内の方、
0:05:04	記載させていただいております各条文について記載

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	基本的には我々とした結果の検査の
0:05:13	省略というところで、この手続きを進めていきたい。
0:05:19	の方に、
0:05:32	簡単
0:05:38	原子力規制庁スズキサノ私が最初の二つと言ったのはその件ではなく、
0:05:45	資料
0:05:47	の2でいうと、
0:05:50	2ページ目の、
0:05:52	江川4ポツ、
0:05:55	の、
0:05:58	説明を微修正されたっていうのと、
0:06:02	から、
0:06:03	同じく2ページの下側の5ポツの両括弧2の、
0:06:09	話が3ページにわたって、
0:06:11	書いてある。
0:06:12	ページ目の最後のところで、
0:06:14	確認した結果は増大しなかったっていう、微修正をされたという、そのことを
0:06:26	説、
0:06:27	したいところ。
0:06:36	研修規制庁スズキですではちょっと、
0:06:40	先んじて関西電力から説明ありましたけどまずは、
0:06:45	基本設計方針が、
0:06:48	技術基準規則の69条2項への適合、
0:06:54	と、それを説明する。
0:06:59	内容ですけれども、
0:07:10	資料2-1で、
0:07:16	防止の24ページ、別紙11で、
0:07:22	基本設計方針の2、
0:07:25	69条2項に、
0:07:28	そのうちの臨界の防止についての基本設計方針が抜粋されてますけれども、
0:07:37	工事計画に於いて、臨界を防止する設計とするとっていて、
0:07:44	申請で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:46	昨年の12月の当初の申請でも同じように1回防止すると言っていた。で、一方で、
0:07:53	今回の申請の補正が6月に出てきて、そこについては、臨界防止するという単純な言い方ではなくって、
0:08:03	69条の1項と、
0:08:06	合わせて
0:08:11	よろしいか。
0:08:12	という記載になっている。
0:08:14	そこについては、
0:08:16	資料、
0:08:21	同じく資料2-1の、
0:08:29	21ページ。
0:08:32	至急、
0:08:36	両括弧3Bポツ評価結果
0:08:40	1段落目のところで、
0:08:42	不確定性を考慮しても実効増倍率がこれこれで0.98以下を満足している。
0:08:50	ここについては
0:08:54	水200mmの範囲に多い
0:08:56	しているので、
0:08:58	この水位の範囲をこれで限定した言い方に対応した基本設計方針で、
0:09:05	69条2項に適合するかどうかというところを、
0:09:10	というところですよ。
0:09:12	それ以外の、
0:09:14	水200ミリから、
0:09:18	エロスするところまでにおいては、22ページの最後の段落でまた書きで、
0:09:25	書いてありますけどここは、もともと不確定性を、解析コードの不確定性を評価することができないということだと。
0:09:34	訂正を含めて0.98以下であるかどうかというところは、見ることはできないと。
0:09:40	あとで基本設計方針に、
0:09:41	沿わない。
0:09:43	奉仕内容だったんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	そこは基本設計方針を修正することでまず基本設計方針に沿った内容に、
0:09:53	したという。
0:09:56	そういう、補正をかけるということ先ほど別紙 11 で、
0:10:01	言われたという
0:10:05	関西電力の富樫でございます。今鈴木さんがおっしゃられた
0:10:14	中規制庁スズキです。はい。それで、まず、
0:10:17	基本設計方針と、
0:10:20	添付資料 2 の方は一致しましたと。
0:10:24	で、我々が求めたところは、69 条の 2、2 号の適合性を、日本適合性を、
0:10:33	どのように見るかということなんですけれども、
0:10:38	基本設計方針に、
0:10:40	修正した。
0:10:42	内容修正しようとしてる内容っていうのはこれはすでにやらなくて、そもそも、
0:10:51	に使用済み燃料ピットから大量の水の漏えいによる使用済み燃料ピット水位が、
0:10:57	注峯ピット出口配管下端未満かつ過ぎてから継続する場合というところで、燃料は冠水している状態から、
0:11:08	完全漏水して水位ゼロになったところまでの範囲において臨界を防止できるというところを、先ほど資料 2 で、
0:11:17	説明ができています。
0:11:19	ということをもって、その臨界防止を適合。
0:11:24	するんだと、そういうふうな、
0:11:26	言い方なのかなあとお思いますけど、そういう説明が特段なかったので、それでよろしいのかどうかというところをまずお聞きしたいんですけれども。
0:11:36	今おっしゃっていた通りでございます。江藤を少しだけ補足させていただきますともともこの別紙 11 の方で、先ほどご説明いただきましたけども、
0:11:46	変遷といえますか、
0:11:54	ナゴする設計とすると。
0:11:57	もう少し具体的なところとして、4 ポツ、
0:12:05	これ、
0:12:16	ちょっとここ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:34	生後、
0:12:35	という観点で、少しその設計方針を今回の別紙 17 の形で、
0:12:45	いうふうに考えてる次第で、
0:13:10	ちょスズキです。
0:13:13	経緯はわかっているんですけど、
0:13:20	適合性について、どう説明しているかっていうところですけど。
0:13:25	別紙。
0:13:28	11 資料同じ資料 2-1 の別紙 9。
0:13:32	21 ページ。
0:13:36	この
0:13:38	2 ポツ両括弧 1 評価の基本方針ところで、
0:13:42	先ほどの基本設計方針を踏まえて、
0:13:50	どういうふうに評価をしていく。
0:13:53	ていうところで、
0:13:55	水から完全
0:13:57	喪失状態まで変化させて評価して、
0:14:01	これをもってすべての水で、
0:14:05	評価している。一方で、今回は、冷却等のための手順等で想定される水注水スプレー、
0:14:16	蒸気条件に、
0:14:18	限って、
0:14:21	その条件において、適合性を説明できるんだという条件が課されたっていうところ。
0:14:31	ですので、その辺のところをはっきり言っていただいた方がいいのかなというふうに
0:14:39	なぜなら
0:14:41	既認可。
0:14:42	においては、条件を、
0:14:45	縛らずに、
0:14:47	ありとあらゆる、どんな状態においても臨界を防止できる。
0:14:51	から、
0:14:52	69 条 2 項、適合するんだっていうふうに言って、
0:14:56	池戸今
0:14:59	高浜 12 に配備している。
0:15:02	設備、それ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	手順、こういったことを踏まえた上で、
0:15:07	その現実的な条件において、
0:15:12	臨界を防止できるというところに限定している。
0:15:16	この違いがありますけれども、
0:15:19	そういった条件は、許可において、
0:15:22	確認された方針に則っている。
0:15:27	御説明なのかなと。
0:15:29	ますけれども、
0:15:31	そういうことであればそういう、
0:15:34	観点での説明を、
0:15:36	適合性説明というところを、ちょっと、
0:15:40	資料にさせていただき
0:15:45	よろしいですか。
0:15:50	関西電力の富樫でございます。
0:15:52	今お話いただいたところは、この通し番号 20
0:15:58	(1)の評価の基本、
0:16:05	この赤字で書いてあるところ。
0:16:07	1 行目からですが、臨界にならないよう配慮したラック形状及び配置 において、
0:16:14	使用済み燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される。
0:16:18	注水。
0:16:28	関西から神戸側で変化させて評価を、
0:16:37	では、
0:16:47	他現実的な、
0:16:49	県で、
0:16:50	想定して、
0:16:54	ところを、
0:16:59	イメージかなと考えて、
0:17:04	規制庁スズキ
0:17:06	医療入院費の、
0:17:07	21 ページ別紙 9 の、
0:17:10	2 ポツ両括弧 1 のところは別にこれ申請書として書く内容なので、
0:17:16	当て基準適合として解説をしてもらったつもりは、
0:17:22	に補足説明として、
0:17:25	経営方針と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:27	添付資料 2 の評価の内容、
0:17:30	持って、どういう条件。
0:17:33	において、
0:17:36	69 条に以降の適合性があるんだっていうところ。
0:17:42	を、説明をしてもらいたっていう
0:17:46	それは、
0:17:48	既認可の、
0:17:49	新規制のときの内容とは若干違うので、
0:17:55	んだん。
0:17:55	条件が違ったとしても高浜 12 としてはここが、
0:18:00	基準適合できるんだと。
0:18:02	そういう言い方なのかなあというふうに思いました。
0:18:09	先ほど最初に言ったその水位が 200 ミリより上のところと下のところ で、
0:18:16	評価の内容が違うところも簡単に、
0:18:21	言った上で、
0:18:26	要求した臨界防止が、
0:18:28	の措置を求めている
0:18:32	それでき
0:18:34	そういう
0:18:44	関西電力の小橋でございます。
0:18:48	できてないのかもしれない。
0:18:51	噂
0:18:58	言えば資料を 2-2 のなか一の、一つ項目立てて、
0:19:04	基本設計方針と、天空
0:19:08	整合の
0:19:25	浅井。
0:19:27	ちょっと規制庁スズキですあんまり、
0:19:29	何か。
0:19:30	深く考えなくていつも作られるような、
0:19:35	技術基準の 69 条の、
0:19:39	2 項とそれの、
0:19:41	解釈で関連するところを、
0:19:44	並べていた。
0:19:45	申請者ではこういうふうに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:48	書いて
0:19:49	これを、
0:19:50	こういう内容に持って、適合しているんだっていう説明しよう。
0:19:56	1枚が1ページ。
0:20:05	年表のイメージで、
0:20:09	基本、
0:20:18	ただ
0:20:20	外、
0:20:20	のその示し方で、ポイントは、
0:20:23	結局、
0:20:25	注水とか、
0:20:26	プレート、
0:20:31	てらして、
0:20:33	その条件におい。
0:20:35	おいて、
0:20:36	水位が高冠水から、
0:20:39	関連ロスまでの、
0:20:41	臨界防止が図れているんだっていう、
0:20:44	ところの説明が、
0:20:47	水によって説明の仕方が違ったり、
0:20:51	或いはその今言ったような条件と、
0:20:54	基本設計方針の、
0:20:57	臨界防止って言うところだけじゃなくって、
0:21:01	スプレイだとか、
0:21:03	注水だとかっていう基本設計方針等も関連してくるので、
0:21:08	そういったところの関連が、今回は、
0:21:11	出た。
0:21:13	地域センター
0:21:15	言い方と若干違いますよ。
0:21:18	いうこと、それが
0:21:24	新規制のときの、
0:21:26	臨界募集は、あくまでもその設備とか運用とか手順とか一切関係なしに、
0:21:33	そういったことまで挑発して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:36	どんな条件でも臨界防止できるんだっていう言い方にしてたんだと思うんですけどそこは違うのかな。
0:21:42	そこを説明する上では、
0:21:44	臨界防止の措置だけじゃなくって、
0:21:48	著しい損傷を抑制するための、
0:21:52	冷却塔の
0:21:54	設備の基本設計方針とも関連しあって、
0:21:58	その適合を説明するように、
0:22:01	変わった
0:22:05	さらに、先ほどの
0:22:08	臨界防止ってところを、
0:22:10	少し、
0:22:11	補正をしようかっていうところは、評価の内容が水によって若干使い分けられている。
0:22:19	うちも、
0:22:20	説明できる
0:22:21	ところまで一応丁寧に説明をしてもらいたいな。
0:22:31	関西電力の土橋です。何となくイメージはいたんですけども、江藤なので、
0:22:37	今
0:22:47	添付資料
0:22:48	D、
0:22:54	要求しているものとして、
0:23:10	えさ
0:23:13	別紙9の
0:23:20	D、あと、最後のまたげ書いてあるさらに
0:23:33	現実的な条件で、
0:23:35	ということで評価をやってるのでこういった
0:23:58	そんな規制庁スズキ大体そんなイメージだと思いますのでちょっと作っていただいて、
0:24:06	適合性がこれで一通り説明できてるねっていうふうにちょっと確認をしたいので、
0:24:12	その作成をちょっとお願い
0:24:15	関西電力の富樫でございます。承知いたしました。
0:24:24	規制庁側から、基準適合について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:28	追加何か確認、大丈夫ですか。
0:24:37	核燃料、
0:24:39	物質の取扱貯蔵施設の工事の方法の中の、
0:24:44	使用前事業者検査
0:24:46	の具体の実施内容についての話に移りたいと思います。
0:24:53	資料に
0:24:56	等、
0:24:58	通しの 17 ページから、
0:25:04	20 ページまで、申請書の、
0:25:08	工事の方法の紙セクションを、
0:25:12	押してもらってそこに書いてある検査、
0:25:15	の項目を挙げていただいて、それが今回の
0:25:20	更新手続きにおいて、
0:25:23	どんな使用前事業者検査をやるかという説明を、
0:25:27	していただけるかなあと思ったんですけど、結果的に、
0:25:32	一つもありませんっていう、
0:25:34	何か内容で、
0:25:36	なぜなんだろうっていう。
0:25:38	ところなんですね。で、
0:26:03	資料 2 の 17 ページの、
0:26:07	1 ポツ、工事の手順のところですね。
0:26:16	その前の柱書のところ、
0:26:19	もう読んでいってみると、申請書ですね、申請書の
0:26:27	を読んでいってみると、
0:26:30	徳田
0:26:32	使用前事業者検査をやらないという説明はないのかなあと思うんですけど。
0:26:40	そうすると、
0:26:43	工事の手順の
0:26:47	図 1 図に、
0:26:50	図 3 のどれかから、
0:26:53	該当するものを選んでくるんじゃないかなと思うんですが、
0:26:57	これをそもそも選ばない。
0:27:00	いいのか。
0:27:02	それが申請書通りなのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:04	まずちょっとそこからやりたいんですけども。
0:27:08	まずそこを説明してもらえますか。
0:27:20	場所に関し
0:27:24	ては
0:27:25	藤。
0:27:27	使用済み燃料ピットの委員会の評価方法を変更いたしますと、それに伴いまして衛藤。
0:27:33	現在の運用要求でありますピットの方、
0:27:41	と現場の改造工事等々は伴うものではございません。
0:27:45	なのでまず設備の調達管理
0:27:48	ような、
0:27:50	要求事項と、
0:27:51	関しまして県
0:27:55	その後の現場工事の結果、
0:27:59	確認する必要はない。
0:28:01	そうした際に1点確認すべきかどうかというところでちょっと検討が必要かなという部分がございますそちらが
0:28:09	資料の17ページの中ほどにございます状態確認検査というものがございましてその中で運用要求、
0:28:16	ていうものが社内標準ですとかは、どういった運用を担保するのかというものを確認する手順を確認するというような件数が出てくるんですけども、
0:28:25	今回の申請内容に関しましては既存のアノ用意管理を実施します。それを遵守するためにこういうものを実施するというような運用の要求がなくなるものでございますので、あえて、
0:28:38	を通じて、この運用が本当になくなっているよねということを確認するまでもないかなと、当社としては判断しておりますので、
0:28:45	どこのように
0:28:47	しないというような、
0:28:48	資料になってございます
0:28:51	実際に
0:28:53	手順が本当に消えているかどうかというものを検査しなくてもいいよねというものに関しましてはちょっと今後検査課さんとの調整なんかを通じまして実際にどういったことをすべきかそれとも本当にしなくてもいいのかというものは確認させていただければと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:11	成長スズキです。
0:29:13	聞いたこと以上のことを答えているので、
0:29:16	聞いたことを答えていただき
0:29:19	図 1 図ニイツさん。
0:29:22	の中で、消去法で言えば図には、溶接、
0:29:27	図 3 は、
0:29:29	燃料体、
0:29:30	の話なので、図 1 しかないと思う。
0:29:35	で、図 1 を、
0:29:37	見ていくと、
0:29:39	材料の入手もないし加工もないし組み立てもないし、
0:29:45	取り外しシート組み立て据付取替修理撤去もないし、
0:29:52	ということは構造強度漏えいの検査もないし、いいということで、
0:30:00	また
0:30:02	施設、
0:30:04	機器の性能の検査もないしということで、
0:30:08	残るは基本設計方針検査だけですわ。
0:30:13	と私は思うので図 1 は、
0:30:15	そもそも公開すれば、該当するんじゃないのかなっていう。
0:30:23	先に説明されたのがこのまさに、
0:30:27	方針検査の中で、
0:30:29	どんな計算項目ありますかっていうことで、
0:30:39	今回ものはないですけど、構造強度または漏えいに係る検査の中の、
0:30:45	状態確認検査っていうところが、該当する。
0:30:53	トガシないのかっていうところを説明されたということで、
0:30:57	廃止することを云々、
0:31:01	Cは、状態確認検査の検査方法の中の、
0:31:07	直接的には事例としての上がってなくって、ここは評価条件手順等が 工事計画の通りであることを確認すると言っていて、
0:31:17	中では医師が入っているというつもりで、
0:31:21	説明されてたっていう。
0:31:26	状態確認検査の中で運用要求がどのように
0:31:31	取り入れられているかという部分を確認する場合がございますのでその 通り。
0:31:38	変更が必要かないかという観点でこちらの項目を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:46	スズキです。
0:31:49	具体的に
0:31:53	燃焼度と、
0:31:55	で、
0:31:57	設定していた領域管理。
0:31:59	の話のことを言われてるんですか。
0:32:03	関西電力の伴でございます。
0:32:07	接道ですよそれって手順なんですか。手順だっていうんだったらそうですけど評価条件は、
0:32:13	確認しないんですか。
0:32:16	関西電力の平尾でございます。
0:32:18	こちらの評価条件というのに関しましては、えっとですね
0:32:24	何と申しますか、
0:32:25	ちょっと設工認の審査の中で、例えば耐震の要求に関しましてこういった設備を設けることによって、
0:32:32	耐震を担保しますというようなご説明を、
0:32:36	ご説明させていただいた場合に、本当にそういった設備がついているのかどうかというものを確認するための、
0:32:42	補助、こちらの評価条件と現場の据えつけの結果っていうものが正しいかどうかを確認するような項目でございます。
0:32:49	今回の場合でございますとすべて既設設備主の結果、資料を用いましてこちら評価実施しておりますので、
0:32:57	こちらの評価条件に関しましても、あと確認する必要はないというふうに判断しております。
0:33:04	規制庁都築です。既設設備については、確認する必要がないのは当たり前ですけど、
0:33:11	今回 69 条の 2 項の適合性を言うにあたっては、既設設備である。
0:33:18	注水系だとかスプレイだとかのその条件を使って、
0:33:24	その条件で限定した評価条件を作った。
0:33:28	評価してみると臨界の防止を図れる。
0:33:31	要するに先ほど耐震って言ったらいいましたけど今回は臨界防止を図るという、
0:33:37	ところを確認しているんですね。
0:33:40	その時に、その評価条件っていうのは、
0:33:43	既認可で確認した評価条件はなくて、今回の申請で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:49	設定して確認した評価条件なので、その評価条件を、
0:33:54	工事計画の通りであるかどうかこれは今回の工事計画なのか、認可済みの工事計画なんかわかんないですけど、
0:34:03	その通りであることを確認する。
0:34:06	それをもって、状態確認検査じゃないんですか。
0:34:10	4、4でジンノゴトウこのように思うんですけど。
0:34:14	今おっしゃられました評価条件、今回の臨界防止の評価条件の設定が正しいかどうかその結果が正しいかどうかというものは、この設工認段階のこちらの審査を通じまして等確認していただいているものでございまして、
0:34:30	それが、こちらの工認の、
0:34:32	認可がおりましたねと、そちらを現場に展開しましょうかとした場合に、すでに現場の設備っていうものは、本今後工事等をする予定はございませんので、ちょっともう評価条件の通りになってございますと。
0:34:45	なので、あえて衛藤現場で検査をする必要はないと。
0:34:48	言ったページでございます。
0:34:55	審査をもって評価条件を確認した。
0:35:00	ということを、我々が何か、
0:35:05	認めなきゃいけないんですか。
0:35:10	そちらについては、我々は資料、
0:35:14	今回の申請書と、あとは資料2の未臨界にの臨界に至らないこと。
0:35:20	を持ちまして、こういった条件を設定して評価を実施します。委員会にはなりませんというような姿勢を説明させていただいておりますので、そちらの認可をいただくことによって、
0:35:34	十分かなと。
0:35:37	それであれば、評価条件も全部含めて本文に書いてください。
0:35:41	そうじゃないと我々認めないので、
0:35:44	すいません。
0:35:47	すけど、ちょっと
0:35:48	して欲しいんですけど。
0:35:49	新規性基準の時にこういう設備をエントリーしますっていうのはまず、
0:36:05	ついている設備がインプット条件になって未臨界の評価を、
0:36:14	対して、もう一度そのついている設備がちゃんと
0:36:19	必要はないんじゃない
0:36:22	かさんと相談したいんですけどっていう今スタンス。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:24	けど、
0:36:25	こっちどころが
0:36:28	方針に、
0:36:30	評価条件をどう設定した。
0:36:33	認可の通りの設備の条件を持ってきたってところまで書いてないの。
0:36:38	あくまでも、
0:36:40	注水スプレイ蒸気条件において、
0:36:46	そういったものを考慮して、臨界防止を図るという基本設計方針について我々は認めようとしてるんですね。
0:36:54	なんであくまでも方針を認めているだけなので、
0:36:58	その通りやっているかどうかというのは、添付資料側の方で、
0:37:02	書いてあるだけで、かつ、
0:37:04	そこにも全部書いてあるわけじゃなくて、補足説明に落ちてるものもあるので、
0:37:09	それらをしっかり確認して大丈夫でした基本設計方針の通りでしたって確認するのは、事業者が使用前事業者検査で、
0:37:18	やって、
0:37:19	必要に応じて、規制側は使用前確認をすると。
0:37:26	そういう流れだと思いますので、もしこの審査の場でそこを確認して欲しいということであれば、
0:37:33	我々としては、
0:37:35	認める範囲の中に、評価条件の設定、その根拠等すべて含めて、
0:37:41	認めない限りにおいては、そういう論理は成立しないと思うんですけど。
0:37:57	どう。
0:37:58	関西電力の平野でございますと今おっしゃっていただいた本部
0:38:05	方針ということで、
0:38:07	例としては資料2の中で、
0:38:09	2ポツの(1)評価の基本方針という部分に、の中で既存の、
0:38:17	で、
0:38:19	大規模漏えい時の使用済み燃料ピットの臨界評価は臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において使用済み燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水スプレイ条件及び蒸気条件において臨界、
0:38:35	お持ちできることを確認すると。
0:38:37	いうとことを述べていたんですけども、こうではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:43	もっと具体的に、この設備はこうというようなものをご説明させていただいた方がいい。
0:38:48	ような内容でした。
0:38:51	検証規制庁スズキです。まず我々としては基本設計方針の内容をもって認めるってのはあくまでも、
0:38:59	関西電力がどういう方針を定めて設計をする完遂する、それを、
0:39:05	最終的に使用前事業者検査で確認するというその流れの入口として、
0:39:12	認めているだけなんですね。
0:39:15	どういうふうに設計しました、どういうふうに条件設定しました、どういうふうに手順に落とし込みましたとかっていうところまでつく。
0:39:23	すべて含めて、
0:39:25	認めてもらいたいのであれば、
0:39:28	本文の中にそれをすべて書いていただかないと。
0:39:32	我々はそれをもって認めるということはないんです。
0:39:35	で本当にそこまで、
0:39:38	やらないと。
0:39:41	いけないのかっていう話。
0:39:46	方針っていうので、
0:39:48	認めるっていうやり方をしてるわけ。
0:39:51	後段で、
0:39:52	手続きをするか
0:39:55	手続きしていく。
0:39:57	方法。
0:39:58	で確認しているので、
0:40:00	そこについては後は、事業者にお任せするところと、部分的に、
0:40:05	専門検査が使用前の確認をするところがありますよと。
0:40:11	それはすべてでない、ない一部分かもしれないですけども、
0:40:16	そういった流れを持ってやっていく。
0:40:19	確認していった、供用開始前においてはそれで確認できた。
0:40:25	そういったところ、
0:40:27	段階的にやってるつもりいるんですけど、
0:40:30	関西電力としては、
0:40:32	施設購入の段階ですべてを認めてもらいたいというふうに
0:40:40	供用開始できる直前のところまで認めてもらいたいんだと思ってるってことなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:58	どうしてもそうしたいっていうんだったらそういうやり方もあるかもしれませんが せんけど。
0:41:03	しれませんが、その場合においては、もう、
0:41:06	ほんのわずかでもそこからずれたら、
0:41:10	再度、
0:41:11	認可手続きが必要になりますし、
0:41:14	そこまで本当にやりたい
0:41:20	驚見。
0:41:21	関西電力の石田ですけど我々としてはそんなに、
0:41:25	完全にこの審査で縛ってもらつつもりももちろんないですし、ちょっと検査 の話になってますので、申し訳ないですけど一旦ちょっと、これは持ち帰 らせて社内でもう一度調整させていただきたいんですけど。
0:41:38	よろしいでしょうか。
0:41:40	原子炉規制庁、
0:41:41	それはいい、いいですけど、使用前事業検査で何やるかっていうのは、
0:41:46	設工認の
0:41:48	中で認める。
0:41:50	方法としてね。
0:41:52	どんな方法でやっていくかっていうところは認め
0:41:56	どの使用前事業者検査やったらいいですかっていうのを専門検査の方 に相談したとしても、
0:42:04	これやりなさいっていう話にはならないと思う。
0:42:11	言いましたのは、関西電力社内でもう1回整理させてくださいという意 図ですので、
0:42:18	いいですか。
0:42:19	規制庁成立わかりました。じゃあ、先に我々が思ってることだけ、
0:42:25	今の申請書の内容で、
0:42:28	読んでいく限りはこうじゃないんですかっていうふうに思う。
0:42:31	事だけお伝えしておきます。
0:42:33	先ほど言ったように、図1 図23の中で、消去法でいった図1しか残ら なくてかつ図1の中で、
0:42:41	どんな検査があるかっていうのを見ていくと、設備の施工だとか製造だ とか、据えつけとか撤去とかっていうのがない限りにおいては、これは、
0:42:51	申請書の工事の工程の中で、そもそも現地工事ない。
0:42:55	はっきり言ってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	それはないから基本設計方針しかないんだらうなっていうふうに読める それでその中で、
0:43:01	基本設計方針に幾つか検査があって、見ていくと材料検査とか寸法計 算とか、外観検査とか当然内容で、耐圧検査も漏えい検査も、
0:43:11	それから、建物構築物の構造の確認検査当然ないですよ。そうそう 消去法でいくともう状態確認検査しかなくて、
0:43:20	状態確認検査の中で、評価条件手順と、まずそもそもこの何をやるか、 評価条件やりますとか、手順やりますとかトウがあるんだったら、
0:43:33	はっきりしないとわかんないんですけど。
0:43:35	少なくとも、
0:43:37	評価条件はあるんじゃないんですかっていうところを、今回は言いたか った
0:43:43	続いてですね。
0:44:17	さっき、
0:44:18	先ほど主図 1 の中で、基本設計方針の
0:44:23	検査の中で、
0:44:25	bポツとして機能または性能に係る検査っていうのが、
0:44:29	もう 1 枠として設けられていてそれが、
0:44:32	申請書でいうと、2 ポツ 2 の機能または性能に係る検査のところ、
0:44:38	そんな中で、燃料体、
0:44:41	を挿入できる段階の検査ってこれ全然関係ないと。
0:44:45	の操作を開始できる段階の検査。
0:44:48	これも原子炉側の話なんで関係ないと思っていて、
0:44:52	工事完了時の検査っていうのもこれ工事がないので、関係ないというふ うに
0:44:58	す。
0:45:00	っていうところで 2.3 を読むと、検査の方法として、
0:45:05	今の三つ言った検査表 5 表 6 表 7、これでは確認できない事項。
0:45:11	に値するんでもこれは
0:45:13	確認できない事項で、
0:45:15	表 1、
0:45:17	というのがさっきの基本設計方針検査のポツの、
0:45:21	状態確認が入ってる。
0:45:23	今日ですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	表 1 で、確認できない事項については基本設計方針従い工事が実施されたこと工事中または工事完了時における適切な段階で確認するっていう。
0:45:36	ところがあって、さっきの状態確認検査で確認できないんだったら、
0:45:41	基本設計方針検査として、2.3 のところで、表 8 に書いてありますけど、その検査が行われるんだらうなこれは、
0:45:50	工事中または工事完了時における適切な段階で確認するっていうところですけども、
0:45:57	そこが一つある。
0:46:00	そしたら、
0:46:04	領域設定とかそういったところをやめましたとかものを廃止しますとか、その辺かなと思いますけど、それがいるかどうかは、
0:46:13	この 2.3 のところに本当に該当するのかわかっていうふうに、
0:46:21	2.4 の品質マネジメントシステムに係る検査ですけども、
0:46:28	設計部工事に係る品質マネジメントシステムに示すプロセスの通り実施していることを、
0:46:35	品質記録や聞き取り等に、
0:46:37	確認する。
0:46:39	いや、
0:46:40	同じじゃないですか。
0:46:41	実際に品質管理の、
0:46:43	説明資料って出されてますよね、申請書の中で、
0:46:48	設計のプロセスについて、
0:46:50	設計 1、設計 3、
0:46:53	設計 2 の中でも、調達とかもやってるし、
0:47:01	これ、これも該当しないってのはよくわかんなくて、じゃ何の活動もしてないってことになるので、
0:47:07	活動しないんだしたら、認可手続き要らないのかなっていうふうに逆に思っちゃう。
0:47:15	で、品質マネジメントシステムの話は認可手続きだとか届け出だとか、そういった規制的
0:47:25	そこで何もやらないプロセスはありませんっていうんだしたらそもそも認可手続き、
0:47:30	届け出の手続きないよねっていう、
0:47:37	当然あるんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:39	その説明資料が添付についてきてるので、
0:47:43	なぜこれも関係ない。
0:47:48	というところですよ。
0:48:00	関西電力の鳥羽でございます。
0:48:10	先生、
0:48:18	要するにです
0:48:19	自分たちで工事でって書いてるので、
0:48:22	工事以外のところは対象になりませんっていうんだったら、じゃ、この申請いらんないんですよ。
0:48:28	関西電力飯田です。鈴木さんのご指摘はよくわかりましたので、もう一度社内で整理させてもらいたいと思
0:48:37	規制庁スズキですまず
0:48:39	申請してる内容が、自分たちが手続きしようとしている内容を表せてないんだったら、
0:48:46	まずはそこから改めるところからやらないといけなくて、
0:48:50	自分たちでこう書いてるので関係ありませんっていうのは、
0:48:54	説明になってないので、
0:48:55	そこは勘違いしない。
0:49:00	そこについては、改めて確認結果を、また、
0:49:05	ご連絡していただけたらということで、
0:49:08	います。
0:49:09	規制庁側から、これに関して他に何かあります。
0:49:13	よろしいですか。
0:49:15	規制庁側から、本日の資料で確認したいところは以上になりますけれども、私が
0:49:24	前回のヒアリングからの続きで、こんな内容、
0:49:28	直されましたよねとか、
0:49:30	資料になってますねってところを確認してきましたけどそれ以外で何か、
0:49:35	関西電力の方から言って、
0:49:38	資料の内容についてですね。
0:49:41	他に何かありますか。
0:50:47	減少規制庁ですよろしいですか。
0:50:51	きょうの資料の中で他にない。
0:50:53	説明していきたいと。
0:51:01	12 の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:48	書いてある評価条件既設設備の仕様に基づくこと。
0:51:53	施設設備の使用については確認済みだけれども、それに基づいて今回評価条件を設定したことについては、
0:52:02	今回の手続きの中だと思う。
0:52:05	ていう
0:52:07	なので、その評価条件が、
0:52:11	今
0:52:12	手続きだろうか、これまでの手続きだろうか何かに基づいて、
0:52:17	設定した行為があるんだったらその行為の内容について確認するのが常態検査なんじゃないかなっていうふうに申請書を読んでも限りはそう見えるってことです。
0:52:29	完全に受けられてございます。
0:52:33	ご指摘いただいたご趣旨よくわかります
0:52:39	はい資料の内容については以上にしたいと思いますんで、今後のスケジュールですけども、今日持ち帰られて、
0:52:52	改めての資料提出等をいつごろまでにやられるかで、
0:52:59	現状、
0:53:01	スケジュール面談等でお話しされている。
0:53:05	民家の希望スケジュールなんかもそれで変わってくると思う
0:53:12	いつ頃ターゲットに
0:53:14	どう進めていくか。
0:53:18	固めた方がいいのか
0:53:22	まず、まずは資料、いつごろまでに用意し、
0:53:26	される。
0:53:27	で、
0:53:28	なぜこの話をある程度固めた方がいいとかっていう、
0:53:33	8月の2週目以降になっちゃうと、
0:53:37	身動き取れなくなる可能性があってそこでもう2週間、
0:53:41	ぐらい。
0:53:42	スタッフしちゃう可能性があるんで、
0:53:44	その前までに何かやるべき、やれるんであればERC、もし無理そうであれば、もう、8月の3週目4週目ぐらい。
0:53:55	ただ、
0:54:02	館時田
0:54:03	っていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:34	関西電力富樫でございます。
0:55:38	II
0:55:40	について、
0:55:41	申請書で書く
0:55:48	工事の、
0:55:50	本
0:55:52	これで、
0:55:57	考えてございますので、
0:56:00	申請としましては、
0:56:09	来週、
0:56:10	中部、
0:56:15	一方で
0:56:20	何を
0:56:21	について、
0:56:25	並行して、
0:56:32	規制庁杉下の構成をいつ出されるかについては我々特段ない。
0:56:38	します。ただ、
0:56:40	一方で補正出された後に、62。
0:56:44	9条2項の適合性の説明で、
0:56:47	ちょっと足りないんじゃないのとか、そういう話になったときには、また改めてその補正の話が、
0:56:53	出てくる。
0:56:55	これ、補正でな、何かやり残したことないかねってところから始まっているので、
0:57:01	その69条2項適合の説明をしっかりされてから、
0:57:06	考えられた方が、
0:57:08	効率的かなと思って
0:57:46	週頭ぐらい
0:58:19	そちらの
0:58:27	水規制庁スズキわかりましたじゃそこについては、
0:58:31	出していただいて我々の方で処理確認を、
0:58:35	して、
0:58:36	お知らせするような形にしたい。
0:58:40	工事の方法については、
0:58:42	今の工事の方法の申請書の記載について特段、現時点において、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:50	何か改めるところとか変更する内容はないということなので、それについては、
0:58:56	今後、
0:58:57	具体の工事の方法についての補足説明の下
0:59:02	していきたいと。
0:59:03	以上です。
0:59:14	関西電力のトガシが
0:59:17	細井
0:59:27	規制庁スズキシマダそれで確認するしかないと思いますので、
0:59:32	途中で何かいろいろ話しされてた基本設計方針を、
0:59:37	の中ではなくても、基本
0:59:39	方針どころか評価条件まで認めるというところでやりたいっていうことになれば、それはもうそもそも申請書の体裁すら全く、
0:59:49	それはその後、
0:59:50	の議論かなという。
0:59:53	それをまとめて補正するのか、それとも先に一旦補正して、
0:59:59	後で確認するのかそれは、関西電力おまかせしますので、
1:00:05	補正のタイミングはお任せし、
1:00:08	スケジュール的には、以上で、規制庁側から特段、
1:00:13	よろしいですか。はい。
1:00:15	本日のヒアリングをこれで終了したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。